

(第二十四部)

第二回 参議院決算・商業・鉱工業連合委員会會議録第二号

(三三三)

昭和二十三年五月二十六日(水曜日)午前
十時五十分開會

本日の會議に付した事件

○中小企業振興法(内閣提出、衆議院送付)

○委員(下條廣重君) それでは只今から決算・商業・鉱工業の連合委員會を開會いたします。小委員長の報告を求めます。

○榎垣平太郎君 中小企業振興法に關する小委員會の報告を述べ、結果について御報告申し上げます。

一、小委員會は去る四月二十八日第一回の會を開き、小委員長を互選した。五月二十四日まで前後六回に互の打合せを行い付託法案を審議いたしました。その間、關係業界より商工協同組合中央會事務理事外四名の證人の出席を求めて業界の意見を徴し、又政府側からは商工大臣、省庁生活物資局長、法制局長、農林、厚生兩省政務次官等が出席され、小委員との間に活発な質疑應答を重ねて來たのであります。實業の大要については御手元にお付けしました質疑應答によつて御承知願ひ度いと思ひます。

二、從つてここでは同法案に對する修正意見を中心としていたしまして討論を御報告申し上げることにいたします。

先づ名稱であります。原案に對して企業振興と修正しては如何との提議がありましたが、本法を通過し、内容に關した名稱を議することとなる。原案と修正案の兩者を併せた「中

小企業振興法」とでもするのが適當であります。併しそれでは名稱として餘りにも長きに失する傾向なきにしもあらず、且つ又修正案者も名稱には必ずしも固執されていませんので、結局名稱については原案通りで差支ないというのが多數意見でありました。

次に中小企業振興の所管についてであります。原案に對して、商工省の内局とする案、總務省若しくは經濟安定本部に設置すべきとの案が提案されたのであります。特に法制局長官の之に對する見解も賛しました上、結局原案通り商工省の外局とするというのが多數意見でありました。

次に中小企業振興の主要事項についてであります。第三條第一項第二號は字句としても難なく、内容からいつても業界の實情に即せず、業界の意見も十分に採られず、次の如く修正すべしとするのが多數意見を以て採上げられたのであります。即ち「中小企業者の申請に基いてその經營状況を審査し必要な指示をしその發展に協力すること」。

次に主要事項第三條第二項は頗る曖昧であるから、次の如く修正すべしとする意見が多數の賛成を得ました。「中小企業振興は中小企業に關係ある問題につき又は國會に提出される政府議案につきあらかじめ意見を徴せられ、又意見を提出することができる。併しながら意見提出先はどうか、國會に對しても提出できるかどうかという點について異議がありしたので、重ねて商

工省當局で研究して賣ることになり、本日次の通り答辭が送つたのであります。從つてこの點については連合委員會なり決算委員會において再検討の要があらうかと存じます。

○委員(下條廣重君) 速記を止め(速記中止)

○委員(下條廣重君) 速記を始め

○榎垣平太郎君 次に第四條に規定する指導局長、先に述べた第三條第一項第二號の修正と關連して「協力局」と修正すべしとする意見が多數で採上げられました。

次に第五條の中小企業振興の職員についてであります。職員の定員を定め、民間人の採用を定員の三分の一以上とする、以上二つの點を成文化すべしとする意見が多數の賛成を得たのであります。

これを以ちまして御報告を終ります。

○委員(下條廣重君) それでは只今から議院會に移ります。

午前十一時五十分議院會に移る

○委員(下條廣重君) 議院會を終ります。ちよつとお話ししたいと思ひますが、實はこの中小企業振興法は、大分前に政府で作られた案でありまして、參議院で受取りましたのが四月六日で、六月四日を以ていわゆる

憲法五十九條第四項に該當する場合になるのではないか。即ち「參議院が衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、參議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。」第二項の規定、即ち三分の二で可決する場合に當る具體的問題なのであります。それで秘密にいたします。實は先程小野委員から述べられました國家行政組織法案というものが成立して、その適用として外局が商工省にできる。即ち中小企業振興というものが外局としてできるといふ建前ではなければならないのであります。それで小野委員の述べられたように、これは普通の外局であるか、或いは山下委員が述べられた特殊の外局であるかという判斷は、嚴密に理論的にいうならば、國家行政組織法が決定せられた後に判斷すべきが適當だとおもつてあります。そういうことと想つたのは暫く延期して、更に提案を待つというこゝも一つの方法かと思ひます。實は具體的にいいますと、この國家行政組織法につきましては相當異論があるものであります。例へばその第七條の第三項の、各省の部局の設置は政令で定める、これは參議院において、皆て勞働省の設置法の場合に、全會一致を以て決めた、法律で決めるというこゝと反對の規定がここにきておられます。にも拘らず、この中小企業振興の場合は、部局の設置並びに權限のことがこの法律に書いてあるの

です。この中小企業振興の設置法案と行政組織法案とは現在同時に審議されておりますに拘わらず、その條が違つておるわけでありまして、でありますから、政府はいずれを採るかということ、實は非公式に行政府各部總長に聞いて見たのであります。とにかく最初に申し上げましたように、六十日の期限が到來するから、取敢えずこの中小企業振興を御審議して頂きたい。そうして若し後來行政組織法ができ、修正する必要があるれば、その場合に修正する外はないという上意見でありました。この點は實は根本の問題でありますから、この點について皆さんの御意見を伺つてから内容に入つた方がよいのじやないかと想つてあります。

簡単に申しますと、行政組織法を待つてこれを審議するか、取敢えずこれを審議して、他日修正のときは修正するということで行くかどうか。普通だつたらそれでよいわけでありまして、たゞ、五十九條の第四項に引掛つたわけでありまして、その點を、皆様の御意見を伺つた上で案を審議して行きたいと思ひます。

○中川幸平君 大體體裁のよい言い方になります。本法案は決算委員會に掛かつておるのであります。關係の深い礦工業委員會、商業委員會の方々の合同委員會で、これらの委員會の方々の御意見を拜聴するというのがこの合同委員會の建前であるのであります。即ちこの中小企業振興の必要で

558

あるかどうかという根本問題と、それが必要であるならばどういふような運営の仕方にするかという御意見を伺いて、決算委員会で適宜な結論に達したいという事になつておるのであります。先程来山下委員からいろいろ細かいことがありましたが、それらは後より決算委員会で適宜に修正ができることと存するものであります。先ずこれを設置する必要があるかどうかという事を、この合同委員会で結論を出して頂いて、設置するということに相成りますと、先程来話にありますが、今決算委員会に掛かつておきます国家行政組織法、これが決まらんければいろいろの懸案がある存在します。その国家行政組織法が決まつた上でこれを決算するということでは絶対的にできないように思ふのでありますから、どうかその點をはつきりとお決めを願いたいと思ふのであります。

○委員(下條廣重) 他に御意見ございませうでしょうか。
○一松政二君 その點については、私もこの間小委員会のときに伺つたのであります。つまり今度国家行政組織法ができて、各省の組織法が決まるから、その上でやつたらよいのじやないかという御意見を述べたところから、何かこの今度の商工業省では、中小企業法の分に對してはこれによるとかなつておるといふような答辭であつたのでありますけれども、どうもそれではいゝ、今小委員会は山下委員の御意見を伺つて見ますと、やはり矛盾したところがあることが起つて来る可能性もあるように思われるのであります。でありますから、私はやはり一應そういう懸念の點

通しをつけて、そうして或いは新たに各省各外局、各委員会は各委員会についていろいろ根本的な検討があるに、そうしてまだこの法案についていろいろ御意見があるようでありまして、そのうち根本的な方を先にし、そうしてその後、それと如何にうに組合せるかということをお考えになつて頂いて決めた方がよいのじやないか、私はかくのごとく考へるのであります。それから、私の意見だけを申し上げて御参考にする次第であります。○田村文吉君 私は小委員会で申述べたのであります。或いは強く申述べたのであります。委員長の報告の中に、これはやがて外局になさるやうな、内局になすて置くことが一番よいのではないかと、この事を、各省の廳から申上げたのであります。その中の主な廳を申上げますと、この廳は非常に内容が、性格がはつきりしておりましたので、或いは相成る所ないな性格を持つておりますやうなことで、資料の配給等無関係は全然ないのでございします。そのうると、在來の、昔の商工業省というものは、いわゆる中小企業を對象とした商工行政をおやりなすつていらした。たゞ、近年物資の配給關係から、非常に物資の配給事務というものが、商工業省自身になつて参りました。が、商工業省自身は、本來のあれからいいますれば、中小企業の振興の助成というやうなことが商工業省の大きな仕事であつたのであります。今これを外局にお移しになるという事は、商工業省自身としても非常に本質的な性格を失つてしまふやうな感じが持つて者であり、先程も御話が出まし

たように、やはり商工大臣が陣頭に立つて中小企業の振興には最善の努力をいたさるべきである、こういうふうな考へます點から、これを若し内局として置かれるならば結構だが、それは別に法律を要しないといふことであるならば、中小企業振興はなくてもいいのじやないか、こういうことを申上げたのであります。ただ一つ、この廳が、本來の中小企業が商工業、厚生省、農林省その他に分れておりましたので、若しこれを統一して中小企業の振興に資する途として、この問題が考えられて出され計置されておりましたならば、誠に私は異議があるとは申上げないといふことではありましたが、先刻もまだ商工省の方ではつきりとした御答辭は私には何れなかつたのであります。が、農林、厚生各省關係のものも全部この中小企業法において統一して御施策ができる組織に相成つておりますが、その點が先刻御説明がやつとあつたやうであります。が、はつきりしない點があつたかと思ひますので、この點を承りまして、若しそれが果してできるというものであれば、そこでも一應考えてみてよろしい、こういう意見であつたのであります。○大屋三三君 私も実は小委員会小委員でもありませんし、且つ又今日も連れて列席いたしました。どういふ御説明なり御意見なりあつたか十分審かいたしたものであります。が、且つ又この適合委員会で、私は商工業の委員でありましたから決断権がございせん。で、只今の委員長の御指示に基いた點に對しまして私の意見を陳述して置きます。理由は私の一般若なり只今田村君のお話になりましたと同じ様にお

きまして、これはむしろ更にもう少し先に延ばして、只今委員長の御話にもございました通り、行政組織法の論議がはつきりいたしました際に更に改めて考へ、且つ又根本的に私はむしろ外局を置く必要はないと思つております。内局にいたしてやつた方がよろしい、かように考へておりますから、さう御了承願ひたい。
○田村委員の返答 私も強く申つて初めの説明を聞いておらぬのですが、只今田村委員からして述べた方になつた通り、これは内局にいたして置かれたのであります。が、ただ田村委員のお話にあつた通り、農林關係その他厚生省關係等の今日まで扱つておつたものをすべてここに集めてやるという事をやれば、或いは外局にする必要があらうかと、この思ふのであります。が、例へば一つの例を以て申しますが、漁網を作る機械とか網の配給というものは現在農林省の水産局でやつておるやうなものであります。その他に農村工業化の問題等についても農林省の所管になつておるものも多々あると存じますが、そのうち、全部一括してそこに集め得られるといふことになつておるのであります。が、その點を一つ明確にして頂かんと、そんなものをそのままに置いておくのであるならば、この中小企業法を外局にするといふことの理由が薄くなるやうな感じがするのであります。が、もう一應政府の考へ方を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(柳井孝太郎君) 先程の田村さんの御質問と併せまして、關連がございしますので一括いたしまして念のため申上げて置きます。この點につきましては、小委員会におきましても商工大臣から再々御答辭ございましたことでもございしますが、要するに中小企業法の仕事は、中小企業問題の解決という點につきましては、他省のものでもこれを取扱うといふことにならるわけでありまして、特にこの省におきましては、指導助長行政が本體その中心になるわけでありまして、そこで農林省、厚生省所管の、例へば今の御話のやうな農産食品加工の方面であるとか、或いは厚生省の藥品工業方面、そういうものの中中小企業に該企業の所管を移す、こういう意味ではないのでございします。企業所管はやはり厚生省、農林省にございまして、そのうちの中小企業關係の指導の仕事、或いは共通問題を取上げて、これを中小企業法の所管としてやつて行く。従ひまして具體的にも少し申上げますと、例へば中小企業の連絡のためであるとか、或いは金融の一般の問題であるとか、或いは組合制度の問題、こういうやうな問題は、他省の所管のものにございしても、これを一元的に全部中小企業法で取上げて検討いたしまして、これを運用いたしますためには、他省との關係を圓滑にするために、行政官廳の連絡調整委員會というものを通じてこれをやつて行くといふやうに考へておる次第であります。それから又實際の各企業等の技術指導、或いはいろいろなる經濟指導、その他指導面の仕事は中小企業法で共同的に連絡的に一つの方針を立てまして、これも立てるときも、又他省のものにつきましてもその連絡調整委員會を通じて、その連絡を十分圖つて行く、勝手なこととはし

ら、私はやはり一應そういう企図の具

持つ者であり、先程お話が出まし

村君のお話になりましたと同じ様にお

ございますので一掃いたしまして念の

路を十分圖つて行く、勝手なことはし

ない、こういうようなことを考えてお
るわけでありまして、その場合に、實
際の中小企業者に対する指導面の業務
につきましても、他省の所管につきま
しては、この連絡調整委員会を通じて
して、そうして根本的に決まりました中
小企業法の立案いたしました方針を、
連絡調整委員会を通じて、そうして
厚生省なり農林省の手で、その業務
はその企業を所管しておられるところ
でやつて行く。但し商工省所管のもの
につきましても、中小企業法をみずから
の手によつてやつて行く。そういうよ
うに中小企業法の機構も考えておる次
第であります。又他省のものにつきま
して、企業は所管いたしません、そ
ういうことで中小の枠の問題は中小企
業法が中心になつて一元的にこれを扱
つて行く。その問題の解決も聯合的に
一元的に處理するということに合意が
あつて、衆議院におきまして第三條の
一部を改正したつたという大筋であり
まして、この點につきましても商工大
臣の御答辭もあつた次第でございます。

○農林省大君 私はこの中小企業法
案についてのこの法案では、こういう
ものを設置しない方がよろしいと思
うのであります。何のためにこうい
うものを作るというこゝになつたのか、そ
れはよく分りません。ただ分ること
は、官廳が殖えて官吏が澤山になる、
官僚の増えが激しくなる、そういう
ような感じが受けられないのであり
ます。本當は中小企業といふものは、
日本の經濟にとつて重大な役割を持
つております。これが現在困つておる。
そのために資金なり資材なり現實に
どう動かして、もつとよく動かしてや
るための施策であるとか、或いは又そ
れらの企業にのぞけるものが今日の日
本の國民經濟としてどれだけ重要な
ものであるのかないのか、これが重要であ
るとすれば、これをどういうふうにし
て支拂つて行くか、こういう方面へ努
力される案があつて欲しいと思つたので
あります。簡單でなければ、これは
反對であります。

○一般政二君 今の政府委員の説明に
よりましますと、例へば金融の問題に
も、厚生省なり或いは農林省のものを
世話やうと言いますが、世話やかれ
たら甚だ迷惑であります。中小企業
といふのは、農林省は農林省でもや
んと考えを持つておつて、そうして
農林省の所管する仕事は、農林省の
アグリスツとあれば復興金融金
庫なり興業銀行その他の銀行も金を貸
すのであります。農林省以外のものが
アグリスツしても何にもなるものじゃ
ない。それを更に中小企業法が委員
を持つてやると、これは窓口が二重に
も三重にもなると思は申上げるのであ
ります。如何にも仕事をきいにおや
りになる仕組を持つておりますが、現
實は如何ともできない。現に建設院が
ありながら、各省で勝手に建設院がや
つてゐるではありませんか。あれは建
設院は統一し得ないのであります。こ
れは法律を作つたからといひまして
も、役所を作つたからといひまして
も、現實は必ずしも希望の通り動かん
のであります。でありますから、玉置
さん或いは田村さんの御意見の通り
に、私は商工大臣みずから陳情に立つ
てやるべきなのであつて、これを兩手
かきをするようなやり方はいけない。

商工大臣みずから自分で陳情に立つて
やるべしというので、そうしてそれな
らば窓口が二重になるわけでも何でも
なく、そうしてただ中小企業に對する
総合的なものならば、これは商工會議
所でも或いは學術振興會でも、あらゆる
問題を、一體日本の中小企業を如何
にせんやといふことはどの方面でも研
究されておるのである。それを又ま
一つ中で纏めるといへば、それでいい
かも知れませんが、これは非常にむづ
かしい問題で、そういう役所ができた
からといつて私は解決できるものじゃ
ないと思つております。であります
るから、今細川委員の言われたよう
に、私もそういう感じがしてならな
い。今日行政整理をやましく言われ
ておる、それで各省を整理しなければ
ならぬと言われているときに、改めて
かくのごとき役所を設置する必要を認
めないといふ私の議論を更に繰返して
、今の政府委員の説明に對して、私
は希望はさうであるけれども、現實が
動かないから、私は現實を捕えて整
理をやつて行きたいといふ考えから、
理想を描いておつても何にもならんか
ら申上げた次第であります。

○委員(農下) 農下(下) 農下(下) 農下(下)
御意見がありましたので、連合委員會
はこの程度にいたして、決算委員會に
おいていろいろの御意見を十分に參照
して應酬したいと思ひますが、如何で
ございませうか。

○委員(農下) 農下(下) 農下(下) 農下(下)
御意見がありましたので、連合委員會
はこの程度にいたして、決算委員會に
おいていろいろの御意見を十分に參照
して應酬したいと思ひますが、如何で
ございませうか。

出席者は左の通り。	
委員長	下條 廣隆君
委員	太田 敏兄君
委員	山下 義信君
委員	岩崎正三郎君
委員	吉川末次郎君
委員	今泉 政喜君
委員	北村 一男君
委員	中川 幸平君
委員	谷口三郎君
委員	小野 哲君
委員	鈴木 憲一君
委員	伊藤源一郎君
委員	千田 正君
委員	小川 友三君
委員	西田 天香君
委員	一松 政二君
委員	林屋次郎君
委員	大野木秀次郎君
委員	澤川隆左エ門君
委員	池井賢太郎君
委員	九東政十郎君
委員	結城 安次君
委員	稻垣平太郎君
委員	小林 英三君
委員	中川 以良君
委員	大島豊夫雄君
委員	荒井 八郎君
委員	大庭 三三君
委員	平岡 市三君
委員	堀 末治君
委員	細井 憲太郎君

第二十四部 法律・政令 改正労働組合員全法施行第二号 昭和二十三年五月二十六日【勅令第三〇四号】

四

昭和二十三年七月十九日印刷

昭和二十三年七月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第二十四部 第一類)

G1113